会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第2章に基づき、一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟(以下、「本連盟」という。)の会員及び会費について必要な事項を定める。

(会員の種別)

- 第2条 本連盟に、定款第6条に基づき次の会員を置く。
 - (1)一般会員A
 - (2) 一般会員B
 - (3) 正会員
 - (4) 賛助会員

(入会手続き)

第3条 会員となる者は、本連盟の定款第7条および第8条の手続きを行う。

2 本連盟主催事業(大会、海外遠征、強化事業)への参加は、全ての選手が登録する。

(会費)

第4条 会員は、次の会費を納入するものとする。

一般会員A	年額	2,000円
一般会員B	年額	1,000円
正会員	年額	2,000円
賛助会員	年額	1 口 1,000円(個人会員)
	年額	1 口 10,000円 (企業・団体会員)

2 会費の納入方法は別に定める。納入された会費は原則として返還しない。

(日本卓球協会への登録)

- 第5条 本連盟の主催事業に参加するためには、公益財団法人 日本卓球協会へ加盟登録する。
 - 2 本連盟に登録希望の者は、先に居住地・勤務先、あるいは学籍を有している各都道府県 卓球協会(連盟)に直接登録する。
 - 3 登録完了した者は、登録申請書のコピーまたは証明できる資料(下記の※)を添えて本連 盟登録をする。
 - ※データでの登録の場合は、各都道府県卓球協会(連盟)より登録完了を証明する文書を 発行してもらう。

証明に必要な内容:①登録した都道府県名 ②登録者名 ③チーム名

(登録期間)

第6条 登録期間は、毎年4月1日~翌年3月31日までとする。

(退会)

第7条 会員は、本連盟の定款第9条~第11条の手続きをもって行う。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議を経て改正することができる。

附則この規程は、令和3年1月26日制定、令和3年2月1日施行 令和4年10月26日改訂